別表第二第三十九号中「同項に規定する役務の提供」の下に「、同条第二十八項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第四十項に規定する役務の提供」を加え、同表第四十四号中「除く。）」の下に「及び農林中央金庫法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第二項に規定する役務の提供」を加え、同表第四十六号中「及び同法」を「、同法」に改め、「同条第八項に規定する役務の提供」の下に「及び同条第十項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第四項に規定する役務の提供」を加え、同表に次の一号を加える。

四十九　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行するものに限る。）の販売又は役務の提供及び同条第八項に規定する指定紛争解決機関が行う同法第九十九条第一項各号列記以外の部分に規定する役務の提供

別表第五各号中「別表第五」を「別表第四」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第二第十三号及び第三十号の改正規定並びに次条第二項及び附則第三条の規定　商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号。以下「商品取引所法等改正法」という。）の施行の日

二　別表第二第三十一号の改正規定　貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下「新令」という。）第五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に同条に規定する許可事業者等となった者について適用する。

2　新令第五条の二の規定は、商品取引所法等改正法の施行の際現に商品取引所法等改正法第三条の規定による改正前の商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員又は商品取引所法等改正法附則第二条の規定による廃止前の海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号。次条において「旧海外商品先物取引法」という。）第二条第五項に規定する海外商品取引業者である者で、商品取引所法等改正法附則第七条第二項又は第三項の規定により商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百九十条第一項の許可を受けたものとみなされ新令別表第二第十三号に規定する商品先物取引業者となったものが商品取引所法等改正法の施行の日前に締結した契約、同日前に受けた申込み又は同日以後にその申込みにより締結した契約に係る役務の提供であってこの政令による改正前の特定商取引に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第二第十三号又は第三十号に規定する役務の提供に相当するものについては、適用しない。

3　新令第五条の二の規定は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）附則第五条第一項の規定により同法第三条第七項に規定する第三者型発行者となったものとみなされ新令別表第二第四十九号に規定する前払式支払手段発行者となった者がこの政令の施行の日前に締結した契約、同日前に受けた申込み又は同日以後にその申込みにより締結した契約に係る販売又は役務の提供であって旧令別表第二第三十六号に規定する販売又は役務の提供に相当するものについては、適用しない。

第三条　旧令別表第二第三十号の規定は、商品取引所法等改正法附則第三条の規定により旧海外商品先物取引法の規定がなおその効力を有する間、なお効力を有するものとする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

発達障害者支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第六十三号

発達障害者支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一般財団法人」の下に「、医療法人」を加え、「又は特定非営利活動促進法」を「、特定非営利活動促進法」に改め、「特定非営利活動法人」の下に「又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第六十四号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（平成二十一年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第二条第四項、第七条、第七条の四及び第七条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条の二」を「第七条の五」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　第四条第十二号に掲げる事業に要する経費に充てるための交付金

第四条第二項中「第七条の二」を「第七条の五」に改め、「（法第七条に規定する特定事業をいう。以下同じ。）」を削り、「第七条の規定」を「第七条及び第七条の二又は第七条の三の規定」に改め、同条第三項中「第七条の二」を「第七条の五」に改め、「（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）」を削り、同条を第十条とする。

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、同条に次の三号を加える。

十二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（以下この号において単に「一般廃棄物処理施設」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽及びごみ処理施設（一般廃棄物処理施設に該当するものを除く。）の整備に関する事業

十三　消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設の整備に関する事業

十四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の整備に関する事業

第三条を第四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（特定事業に係る北方領土隣接地域の市又は町の負担額の算定方法）

第五条　法第七条の二第一項の式に規定する当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市又は町の負担額は、当該年度における当該市又は町に係るすべての特定事業（法第七条に規定する特定事業をいう。以下同じ。）について、当該年度分として交付の決定があった国の負担金又は補助金の算定の基礎となった特定事業に係る経費の額から当該国の負担金又は補助金の額、当該市又は町が当該特定事業に関し法令の規定に基づいて徴収した分担金、負担金その他これらに準ずるものの額及び当該特定事業に関し北海道から交付を受けた負担金又は補助金の額を控除した額を合算して算定するものとする。